

2016 年度「市民事業寄付制度」実施要項

1. 目的

多様な人や団体が連携しあう多軸重層型の地域協同社会づくりに向け、地域で活動している個人や団体に対し、経済的、物質的、技術的な寄付をする仕組みとして市民事業寄付制度を設けています。

地域協同社会づくりがすすみ、安心して暮らし続けるまちが広がることを期待します。

2. 寄付について

寄付は経済的金銭のみではなくモノや技術も対象とします。寄付を希望する団体、個人は、何のために寄付を募集するか明確にします。

モノ、技術の寄付は、寄付者が出た場合、寄付者と寄付希望団体、個人とが直接やり取りを行い寄付を行います。

経済的寄付は目的と目標金額（以下「プロジェクト」といいます）を設定します。寄付募集期間内に目標額に到達した場合、プロジェクト成立となり集まったすべての金額が寄付となります。目標額に到達しなかった場合は、プロジェクト不成立となり、寄付を受取ることができません。

※募集年度内に新規に団体を立ち上げる寄付募集に限り、目標に達さない場合もすべての金額が寄付となります。

3. 応募資格

(1) 対象；下記 3 点すべてを満たす団体、個人。15 団体まで

- ① 埼玉県内が主な活動領域である。
- ② 組合員が 1 人以上メンバーである。
- ③ 生活クラブ埼玉と理念を共有できる活動である

※これから新しく事業を立ち上げる団体・個人も含む

(2) 応募条件

- ① 社会性、地域性を有し、地域課題を見据え課題解決に向けた事業であること。
- ② プロジェクトが成立した場合、年度内にプロジェクトを開始し、寄付者との継続的な関係を持っていくこと。
- ③ 事業内容、団体の連絡先等の情報を生活クラブ寄付募集ホームページやチラシで公開し、寄付受領後に同ホームページやチラシ等で活動報告ができること。
- ④ 寄付募集团体、個人は Facebook のアカウントを取得し、プロジェクトやその団体、個人の情報を発信すること。（Facebook のリンクを生活クラブのホームページに掲載）

4. 応募の方法・条件

(1) 応募方法

① 所定の申込書に必要事項を記入し、生活クラブ生活協同組合の市民事業寄付制度担当事務局に提出してください。

(2) 応募条件（助成を受けられた後）

- ① 市民事業寄付制度を受けて行うプロジェクトであることを地域に対してお知らせください。
- ② プロジェクト終了後に、地域にむけて活動報告を行ってください。
- ③ 組合員による取材、交流に可能な範囲でご協力ください。
- ④ プロジェクト終了後、速やかに報告書を提出下さい。
- ⑤ 冊子等を作成するときは、当制度を活用して作成した旨を記載して下さい。

(3) 添付書類

審査の参考としますので、定款、規約、直近の事業活動報告、事業活動計画、収支状況報告の添付をお願い致します。なお、御用意できないものについては、代わりとなる資料や内容の分かる資料の提出をお願いします。 ※添付のない場合審査で受理できない事があります。

(4) 応募書類の取扱い

申込みの応募書類は返却しませんので、お手元にコピー等で保管して下さい。

(5) 実施スケジュール

- 4月18日(月) 寄付希望団体(個人)募集16週、18週かもん、HPに掲載
- 5月13日(金) 寄付希望団体個人の申込み締め切り
- 5月18日(水) 審査会で申請団体、個人の審査
- 5月20日(金) 審査通過団体、個人へ広報チラシ作製、Facebook開設依頼
- 6月10日(金) 広報用チラシ切
- 7月4日(月)～ 寄付者募集チラシ配布 組合員寄付受付開始
- 8月26日(金) 寄付受付終了
- 9月上旬 経済的寄付プロジェクト可否とその他の寄付を報告
- 10月28日(金) 経済的寄付団体受取(プロジェクト成立のみ)

(6) 寄付募集团体、個人の受付期間・方法

- ①2016年4月18日(月)～5月13日(金)(17:00必着)
- ②郵送または持参

(郵送の場合、〒336-0021 さいたま市南区別所5-1-11生活クラブ生活協同組合 市民事業寄付制度担当事務局宛 ※市民事業寄付制度応募書類在中と記載下さい)

5. 寄付希望団体、個人について

寄付希望団体、個人の募集期間終了後、寄付希望団体、個人の決定については、応募書類と審査要項を基に、審査会の合議により決定します。必要に応じて「団体、個人へのヒヤリング」を行います。条件を満たした応募団体が15団体を超えた場合は審査会にて抽選を行います。

6. 経済的寄付支払い方法

- ・経済的寄付は、指定された金融機関の預金口座に振り込みます。
(振込手数料は寄付募集团体・個人の負担となります。)

7. 寄付者へのお礼と報告書の提出

(1) 寄付者へのお礼

寄付が成立した場合、感謝の声(モノ)を寄付者に必ず届けるものとします。※金銭は不可

(2) 報告書の提出

各寄付のプロジェクト実施後2ヶ月以内に、報告書を提出してください。

(プロジェクト実施中の場合でも2017年1月20日までに報告書の提出をお願いします。)

この報告書をもとに組合員による取材をさせて頂き生活クラブ生協の機関紙等に公開させていただく場合があります。

8. その他

寄付募集の活動および対象事業が、他の助成金・補助金等の制限を受けていないかをよく確かめてください。特に、共同募金(赤い羽根等)の配分申請対象団体には、「寄付の募集をしていないこと」という要件があります。

